

# 子ども・子育て関連3法に係る条例制定について

## 1 条例制定の理由について

子ども・子育て支援新制度において、次に掲げる施設や事業の設備及び運営の基準等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされています。

□条例で定める基準

### (1) 「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営基準

子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業者に関する基準を定めます。

<参考>

分類	該当する事業等
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、認可保育所
特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

### (2) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準

認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園に関する設備及び運営の基準を定めます。

### (3) 地域型保育事業の設備及び運営の基準

地域型保育事業に関する設備や運営の基準を定めます。

<参考>

分類	該当する事業等
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

## 2 本市が定める基準（各府省令に基づく）

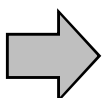
(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(2) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

(3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

## 3 国が示す基準に対する本市の考え方

本市が条例で定める基準等については、国が示す基準を基本と捉え、保育の質を確保するために必要と判断される基準については、**国が定める基準に上乘せを行う**こととし、それ以外の項目については、国が定める基準どおりとします。



現行の「郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「郡山市保育所設置認可事務取扱要綱」に準じて基準を設定。

## (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

国の基準		本市の考え方
特定教育・保育施設の運営に関する基準		
利用定員に関する基準（従うべき基準）		国の基準どおり
最低数との関係	保育所・認定こども園：20人以上 幼稚園：最低利用定員設定なし	
運営に関する基準（従うべき基準・一部参酌すべき基準）		
(1) 内容及び手続きの説明、同意 ・適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求める。 説明項目：運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担などの施設・事業の選択を左右する重要事項 説明方法：文書交付（保護者の申し出に応じ電子ファイルの交付によることも可）	従う  従う  参酌	国の基準どおり
(2) 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・正当な理由： ①定員に空きがない ②定員を上回る利用申込み（選考が必要） ③その他特別な事情 ※③については、運用上の取扱いについて国から示される予定。 ・特定教育・保育施設は、適切な教育・保育提供困難な場合、適切な措置（他施設等を紹介する等）を講じなければならない。	従う    参酌	国の基準どおり
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力 ・市町村が行う連絡調整等に関し、できる限りの協力をしなければならない	従う	国の基準どおり
(4) 支給認定資格の確認、支給認定の申請に係る援助	参酌	国の基準どおり
(5) 心身の状況等の把握、小学校等との連携	参酌	国の基準どおり
(6) 利用者負担等の受領 ・上乗せ徴収等	従う	国の基準どおり
(7) 評価 （自己評価とそれに基づく改善、保護者等評価、第三者評価等の受審の努力義務）	参酌	国の基準どおり
(8) 相談及び援助、緊急時の対応	参酌	国の基準どおり
(9) 利用者に関する市への通知（不正受給の防止） ・保護者の虚偽等による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知義務	参酌	国の基準どおり
(10) 運営規程の策定 ・以下の事項を定める ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育を提供する日・時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由、額） ⑥利用定員 ⑦利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他特定教育・保育の運営に関する重要事項	参酌	国の基準どおり
(11) 勤務体制の確保、利用定員の遵守、掲示	参酌	国の基準どおり
(12) 子どもの適切な処遇 （利用児童の平等取扱い、虐待等の禁止、懲戒等に係る権限の濫用防止、秘密保持）	従う	国の基準どおり
(13) 情報提供等、利益供与等の禁止	参酌	国の基準どおり

(14) 苦情解決 (苦情処理受付窓口の設置等、市の指導監督等に対する協力、改善等)	参酌	国の基準どおり
(15) 地域との連携等	参酌	国の基準どおり
(16) 事故発生の防止、発生時の対応 事故発生防止： 事故発生防止のための指針整備、従業員への改善策の周知体制の整備、研修の定期的な開催 事故発生時の対応： 保護者・市へ速やかな報告、事故の記録、速やかな損害賠償の実施	従う	国の基準どおり
(17) 会計区分 (教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理、財務諸表の公表)	従う	国の基準どおり
(18) 記録の整備（5年間保存）	従う	国の基準どおり
特例施設型給付に関する基準（従うべき基準）		
(1) 特別利用保育の基準（保育所・幼稚園） ・認可基準等によることを基本	従う	国の基準どおり
特定地域型保育事業の運営に関する基準		
利用定員に関する基準（従うべき基準）		国の基準どおり
最低数との関係	家庭的保育事業：1人以上5人以下 小規模保育事業A・B型：6人以上19人以下 小規模保育事業C型：6人以上10人以下 ※「6人以上15人以下」5年の経過措置あり 居宅訪問型保育事業：1人	
運営に関する基準（従うべき基準・一部参酌すべき基準）		
(1) 特定教育・保育施設等との連携 ・連携施設の適切な確保（保育内容に関する支援、卒園後の受け皿） ※市が認める場合は5年の経過措置あり ・利用定員20人以上の事業所内保育事業については、連携協力を求めることを要しない ・連携施設との密接な連携に努めること	従う     参酌	国の基準どおり
(2) 「内容及び手続きの説明、同意」「正当な理由のない提供拒否の禁止」「利用者負担等の受領」「特定地域型保育に関する取扱方針」	従う	
(3) 「心身の状況等の把握」「評価」「運営規定」「勤務体制の確保」「利用定員の遵守」「記録の整備」	参酌	
特例地域型保育給付費に関する基準（従うべき基準） ・認可基準等によることを基本		国の基準どおり

(2) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

項目	国基準	本市の考え方
学級編成	1学級の園児数は <b>35人</b> 以下を原則	国の基準どおり
職員数	学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上設置。 4歳以上 30 : 1 3歳以上4歳未満 20 : 1 1歳以上3歳未満 6 : 1 1歳未満 3 : 1	国の基準どおり
園舎及び園庭	園舎は2階建以下が原則。 (ただし、特別の事情がある場合は3階建以上も可) 園舎・園庭は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則。 園舎面積 1学級 <b>180㎡</b> 以上 2学級以上 <b>320+100×(学級数-2)㎡</b> 乳児室 <b>1.65㎡/人</b> ほふく室 <b>3.3㎡/人</b> 保育室又は遊戯室 <b>1.98㎡/人</b> 園庭の面積 次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ①次に掲げる面積のうち大きい面積。 ア) 2学級以下 <b>330+30×(学級数-1)㎡</b> 3学級以上 <b>400+80×(学級数-3)㎡</b> イ) <b>3.3㎡</b> に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ② <b>3.3㎡</b> に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	概ね国の基準どおりとするが、乳児室の面積については、現行の保育所認可基準に準じ、以下のとおりとする。  乳児室 <b>1.65→3.3㎡/人</b>
園舎に備えるべき設備	職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る)の数は学級数を下ってはならない。	国の基準どおり
給食	自園調理が原則。 3歳以上児については、一定の条件下で外部搬入も可。 対象人数 <b>20人</b> 未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可。	国の基準どおり
教育及び保育を行う期間及び時間	毎学年の教育週数は <b>39週</b> 以上 教育に係る標準的な1日につき4時間 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則。	国の基準どおり

### (3)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

#### ○家庭的保育事業・小規模保育事業

項目	国基準			本市の考え方		
	小規模保育（定員6人～19人）				家庭的保育（定員5人以下）	
	A（分園型）	B（中間型）	C（家庭的保育型）			
職員数	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 +1人	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 +1人	【0～2歳児】3：1 補助者を置く場合 5：2	【0～2歳児】3：1 家庭的保育補助者を置く場合5：2	国の基準どおり	
保育従事者	種類	保育士	保育士1/2以上 ※保育士以外は必要な研修を実施	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	国の基準どおり
		※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		※家庭的保育者 必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ※家庭的保育補助者 必要な研修を修了し、市長が認める者		国の基準どおり
保育室等	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室（3.3㎡/人） 【2歳児】 保育室（1.98㎡/人）	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室（3.3㎡/人） 【2歳児】 保育室（3.3㎡/人）	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室（3.3㎡/人） 【2歳児】 保育室（3.3㎡/人）	保育を行う専用居室（3.3㎡/人、部屋自体は9.9㎡必要）	国の基準どおり	
屋外遊技場	屋外遊技場（付近の代替地可） 2歳児1人につき3.3㎡		同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可）2歳児1人につき3.3㎡		国の基準どおり	
給食	方法	自園調理（調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可） ※経過措置あり。			国の基準どおり	
	設備	調理設備 （通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。）			国の基準どおり	
	職員	調理員 （調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）		調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要）子ども3人以下の場合保育補助者で対応可	国の基準どおり	
耐火基準	※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物)、追加的事項として、①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を求める。		基本的には上乗せ規制なし		国の基準どおり	
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】認定こども園、幼稚園、保育所 ※経過措置あり。				国の基準どおり	
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一嘱託医への委嘱も可）				国の基準どおり	

○事業所内保育事業

項目	国基準		本市の考え方
	事業所内保育		
	定員20人以上	定員19人以下	
職員数	常時2人以上 【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 +1人	国の基準どおり
保育従事者	保育士 (保育所と同様)	小規模保育A型(全員保育士)と小規模保育B型(保育士割合1/2)との整合性を図る	国の基準どおり
保育室等	【0・1歳児】 乳児室(1.65㎡/人)又はほふく室(3.3㎡/人) 【2歳児】 保育室(1.98㎡/人)	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室(3.3㎡/人) 【2歳児】 保育室(1.98㎡/人)	20人以上の場合は乳児室面積の上乗せを行う (1.65→3.3㎡/人)
屋外遊技場	屋外遊戯場(付近の代替地可) 2歳児1人につき3.3㎡		国の基準どおり
給食	方法	自園調理 (調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関からの搬入可) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。	国の基準どおり
	設備	調理室 調理設備 事業主が事業場に附属して設置する炊事場(社員食堂等)の利活用、可能(乳幼児への適切な食事提供が前提) 通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。 外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の調理機能を求める。	
	職員	調理員(調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要)	
耐火基準	※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物)、追加的事項として、①消火器等の消火器具、②非常警報器具、③2階以上の保育室等設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を求める。		
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】・保育内容の支援 19人以下の場合は、設定を求める。 ・卒園後の受け皿 地域枠：設定を求める。 従業員枠：必ずしも設定を求めない。 【連携施設】認定こども園、幼稚園、保育所 ※当面は施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。(経過措置)		国の基準どおり
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一嘱託医への委嘱も可)		国の基準どおり
地域枠の設定	地域枠の設定(10人程度の区分を設け、各区分1/4~1/3程度(61人以上は20人に固定)になるよう設定。柔軟な変動に対応)		国の基準どおり

○ 居宅訪問型保育事業

項目		国基準	本市の考え方
職員数		【0～2 歳児】 1：1	国の基準どおり
保育従事者		必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	国の基準どおり
屋外遊技場		(保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし)	国の基準どおり
給食	方法	(保育者による調理・食事の提供は、行わないことを基本とする。)	国の基準どおり
	設備		
職員			
耐火基準		(保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし。ただし、実際の居宅訪問時における消火器や避難経路の確認等を促す。)	国の基準どおり
連携施設		設定は一律には求めないが、障害や疾病等の個別ケアを要する児童については、バックアップ等の形で必ず設定を求める。 (例：児童発達支援センター、医療機関等) 連携施設の種別は市町村が指定。 連携施設の設定が困難な場合等は、事業者からの求めに応じ市町村が連携先との調整を行う。	国の基準どおり
その他		個別ケアを要する児童への対応、保育所等撤退時の受け皿、ひとり親家庭の夜間宿直勤務等への対応が基本	国の基準どおり